

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第14号

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

受給者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		性 別

を

」

「

受給者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		

に改める。

」

第2号様式中

「

受給者	氏名・性別		
	生 年 月 日		

を

」

「

受給者	氏 名	
	生 年 月 日	

に改める。

」

第 3 号様式中

「

生 年 月 日		性 別
---------	--	-----

を

」

「

生 年 月 日	
---------	--

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則第 4 条第 3 項の規定により交付された受給者証は、改正後の瀬戸市心身障害者医療費助成条例施行規則第 4 条第 3 項の規定により交付された受給者証とみなす。